

委託契約書(案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事務)

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務の名称 平成29年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託
- (2) 委託業務の内容 別添「平成29年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 契約保証金 (契約時に適宜記載)

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として金 円(消費税及び地方消費税相当額含む)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(委託費の支払い)

第4条 委託費は、委託業務が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、この契約に基づく委託業務の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

3 甲は、乙の請求により必要と認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90パーセントを限度として、乙の請求により概算払いすることができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(様式1)を甲に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、委託業務が終了したとき(委託業務を中止、又は廃止したときを含む。)は、委託業務終了の日から起算して15日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに委託業務の成果を記載した業務完了報告書(様式2)を甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書(様式3)を添付するものとする。

(検査及び委託費の額の確定)

第6条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、委託費を確定し、乙に通知するものとする。

(過払い金の返還)

第7条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(第三者損害)

第10条 業務の実施に当たり、第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定にかかわらず、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、業務委託を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条2項及び第8条の規定の遵守に関し、必要な措置を講ずること。

(委託業務の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条から第7条までの規定に準じ、精算する。

(契約業務の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委託業務の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 16 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 29 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978-6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 橋 本 昌

乙

様式 1

概算払請求書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 橋 本 昌 殿

(受託者)

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名

平成 29 年度観光いばらきホームページにおける
コンテンツ強化事業委託業務の委託費請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振 込 先 金 融 機 関	
振 替 預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

(振込先金融機関は、郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

様式2

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 橋 本 昌 殿

(受託者)

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名

下記のとおり、平成29年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託業務が完了しましたので報告します。

記

1 精算書

区 分		
契 約 額 a		円
概算払受領済額 b		円
年 間 所 要 額 c		円
過 不 足 額 c - b		円
契 約 残 高 c - a		円

様式3

概算払精算書

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 橋本 昌 殿

印

概 算 額		円
-------	--	---

精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

差 引 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

平成 年 月 日

(お願い 太線の中を記入して下さい)

年 月 日までに精算して下さい。

受理日付印	精算	課 長	課長補佐	課 員		担当
	審査	局 長	課 長	課長補佐	課 員	担当

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会